

令和 3年 3月

篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月4日(木)～16日(火) 13日間)

会期	月	日	曜	区分	開議時刻	摘 要
第1日	3	4	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決(人事案・付託案件)
第2日	3	5	金	考 案 日		
第3日	3	6	土	休 会		閉 庁
第4日	3	7	日	休 会		閉 庁
第5日	3	8	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	3	9	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	10	水	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・追加議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
				予 算 特 別 委 員 会	本会議終了後	・付託案件審査
第8日	3	11	木	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	12	金	休 会		予算特別委員会 付託審査終了のため休会
第10日	3	13	土	休 会		閉 庁
第11日	3	14	日	休 会		閉 庁
第12日	3	15	月	予 備 日		・議案等整理
第13日	3	16	火	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和3年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和3年3月4日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第3号 副町長の選任について
- 第6, 議案第4号 篠栗町監査委員の選任について
- 第7, 議案第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第8, 議案第6号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第9, 議案第13号 財産の処分について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
7	押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
8	篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
9	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
10	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
11	篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
12	篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
13	財産の処分について	総務建設 常任委員会
14	町道の廃止について	総務建設 常任委員会
15	町道の認定について	総務建設 常任委員会
16	字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について	文教厚生 常任委員会
17	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について	総務建設 常任委員会
18	糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の一部変更に関する協議について	総務建設 常任委員会
19	須恵町外二ヶ町清掃施設組合同約の変更について	総務建設 常任委員会
20	令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
21	令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
22	令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
23	令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
24	令和3年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
25	令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
26	令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
27	令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について	予算 特別委員会
28	令和3年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
29	令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会

令和3年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和3年3月8日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	12番	荒牧 泰範	議 員
2.	1 番	岩下 勝正	議 員
3.	4 番	品川 静	議 員
4.	3 番	横山 和輝	議 員

令和3年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和3年3月10日(水) 追加議案 午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第2, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
30	令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第10号)について	予算 特別委員会
31	令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会

令和3年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

令和3年3月16日(火)午前10時開議

- 第1, 議案第7号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第2, 議案第8号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第10号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第11号 篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第12号 篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第14号 町道の廃止について
- 第8, 議案第15号 町道の認定について
- 第9, 議案第16号 字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について
- 第10, 議案第17号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第11, 議案第18号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合規約の一部変更に関する協議について
- 第12, 議案第19号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更について
- 第13, 議案第20号 令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について
- 第14, 議案第21号 令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
- 第15, 議案第22号 令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第16, 議案第23号 令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第17, 議案第24号 令和3年度篠栗町一般会計予算について

第18, 議案第25号 令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について

第19, 議案第26号 令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について

第20, 議案第27号 令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について

第21, 議案第28号 令和3年度篠栗町水道事業会計予算について

第22, 議案第29号 令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について

第23, 議案第30号 令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第10号)について

第24, 議案第31号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について

第25, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月4日（開会）

令和3年 第1回 定例会 会議録

日時 令和3年3月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	12番	荒 牧 泰 範		

欠席議員

11番 松 田 國 守

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正		
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

すみませんが、私、マスクをとらせていただきます。

本日は、松田國守議員 が病気加療のため欠席ですが、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

なお、本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、令和3年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

1番、岩下勝正議員、2番、藤木高裕議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの13日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から3月16日までの13日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第3号から議案第29号までの計27議案でございます。

それでは、議案第3号から議案第29号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さんおはようございます。

本日、令和3年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

それでは、提案理由の説明の前に令和3年度の施政方針について、しばらくお時間をいただきまして、述べたいと思います。その前に、篠栗町内において発生いた

しました保護責任者遺棄致死事件について、一昨日報道がなされました。改めて、食事を十分に与えられず衰弱死した男児に哀悼の意を表しますとともに、今後こうした事件を未然に防ぐためにどのように対応していくべきか、関係各方面としっかりと検証しなければならないと考えております。後刻、全員協議会で詳細をご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大につきまして申し上げます。

福岡県においては、首都圏を除く他の5府県とともに2月28日で非常事態宣言が解除されましたが、首都圏では宣言が継続中であり、まだまだ予断を許さない極めて深刻な状況が続いております。

そうした中、福岡県町村会では、先の定期大会において、「新型コロナ感染拡大は、国民生活及び社会経済活動にきわめて深刻な影響をもたらしており、我が国の最優先課題として、国、県ともに対応し、対策に全力で取り組む必要がある。」と決議いたしました。

本町におきましても、ワクチンのスムーズな接種を令和3年度の最重要課題と位置づけ、できるだけ早い時点での町内医療機関での個別接種と5月9日以降の集団接種をスタートさせるための準備を急いでおります。詳細は、本定例会の会期中、健康課長から説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

私は、毎年、3月定例会の施政方針を述べる際、日本の原点である町村のあり方について述べている町村会の決議文を引用しております。それは、行政を預かる者にとってしっかりと心に留め置かなければいけないという思いにほかなりません。

今年も繰り返します。

「町村は住民に最も身近な行政主体として、住民が生活を営むための基礎的サービスから多種多様なサービスの提供と国土・自然環境の保全、食料の安定供給や水資源の涵養等の公益的機能に加え、我が国の伝統・文化の継承など人々の心のよりどころとしても重要な役割を果たし続けている。

我々町村長は、このような状況を踏まえ、相互の連携を一層強固なものとするとともに、自らの変革を厭うことなく不断の決意と揺るぎない信念を持って、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、自らが知恵を絞り、住民と一体となって地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりにまい進するとともに、安全・安心で活力と潤いのある町村の実現を目指すことができるよう行財政基盤の強化を図ることが必要である。」

令和2年度の福岡県町村長大会では、16の決議項目を掲げました。

今年度1番目は言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた発信であります。

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止とコロナ下、コロナ後の社会を見据えた万全な経済対策の実施を図ること。また、新型コロナウイルスワクチン接種については、実施主体である町村との情報共有を図り、財政支援を含めた必要な措置を講じること」

そのほかにも、

「地方の情報通信基盤の整備を加速化し、デジタル社会を推進すること」

「少子化の進行に対応した子育て支援・医療・保健・福祉施策を強力に推進すること。特に、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に当たっては、国の責任において必要な財源を確保することなど万全の措置を講じること」を新たに加え、令和3年度の福岡県町村会の29町村が進むべき方向性を示しました。

さて、令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、ほとんどの社会経済活動を停止せざるを得ないという大変な1年でございました。本町におきましても、季節ごとに恒例となっていた町の事業や地域の行事、学校関係のイベントも大きく規模を縮小したり中止したりするという事態となりました。

令和3年度は、4月の春らんまんハイキングは、残念ながら事前準備ができず、令和2年度に引き続き中止といたしました。5月以降の事業や各種行事につきましては、何とか工夫を凝らして、希望を縮小してでも開催したいと考えております。

また、各区行事においても工夫して開催していただけるよう、役場がしっかりフォローしたいと昨日の区長会で伝えております。

希望者へのワクチン接種完了という大きな使命を全うしつつも、篠栗らしさを取り戻すために、活気を持続するためにも、何とか知恵を絞って取り組んでまいりたいと考えますのでどうぞよろしくお願いいたします。

篠栗町地方創生「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和2年度からスタートいたしました。

「篠栗北地区産業団地整備」は、造成を完了し、6区画の進出企業も固まりました。あとは、令和5年4月の操業開始を目指して、秋にも一部工事が始まります。個性ある様々な食品系工業団地の形成と、それらを目当てに人の行き来を演出する未来志向のシンボルゾーンを形成するために、4月から進出予定企業の皆様としっかりとランドデザインを創り上げようと考えております。

税収増加や雇用機会の増大と働き手世代人口の流入等による自主財源比率の向上

を図る大きな力となると考えております。

平成30年度からスタートした第6次総合計画「ささぐり みんなの羅針盤」と併せて、「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」によって引き続き国のビジョンに沿った取り組み、即ち、「2060年の篠栗町人口ビジョン目標2万9,000人」に向けた人口の底上げを図ることができる見込みでございます。

今年度も引き続き、篠栗町新時代に向けた様々な取り組みを全力で推進することとしておりますので何とぞよろしくお願いいたします。

では、令和3年度事業につきまして、課ごとで取り組もうとしているポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し心から敬意を表します。タブレット端末による議会のペーパーレス化は、最近多くの自治体で追従する動きが進んでおります。

取手市議会では、タブレットを利用したりリモートによる委員会の開催や現地視察を行うなど、工夫を凝らして取り組んでいるとの新聞記事がございました。

議会事務局におかれましては、委員会会議録等の積極公開の検討も進めるとの提案もいただいております、加えて更なる先進的な議会を目指して情報収集をお願いしていただければありがたいと考えております。

総務費では、総務課・財政課・まちづくり課・会計課・税務課・収納課・住民課が関わっております。

総務課では、懸案の総合計画「ささぐり みんなの羅針盤」の基本方針8に掲げておりました役場職員の地域サポーターの配置について、各区2名、校区ごとの統括3名の45名を人選し、できるだけ早期に設置すべく準備を進めております。

また、地域防災計画の改定に着手いたします。

次に、財政課についてでございます。

財政課では、昨年から引き続き、中・長期の財政計画の素案策定を進めております。総合計画や都市計画マスタープラン、第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に謳い込んだ様々な取り組みの実現過程で、財政状況がどのように動いていくのか、更に検証を加えて議会にご報告したいと考えております。

まちづくり課においては、篠栗北地区産業団地におけるまちづくりのグランドデザイン構築を進めます。

また、ふるさと寄附金は、昨年度の当初予算額から1億円上乘せし、1億5,000万円を目標として、返礼品のメニュー開発を進めます。

これまでのSNSに加えて、LINEやdボタンを活用した情報発信に取り組み、多くのツールで町民の皆様へ早く正確な情報を提供できるよう推進いたします。

会計課におきましては、出納事務のOA化を推進し、事務処理の短縮と確実性の向上を図り、事務ミスを起こさない体制づくりを更に強化いたします。

税務課、収納課につきましては、これまでどおり税の適正かつ公正な課税を目指すとともにキャッシュレス納税を推進することによって、徴収率向上への取り組みを推進してまいります。

また、事務の効率化に積極的に取り組みます。

住民課でございます。

令和3年度は、和田地区の住居表示を11月6日から実施いたします。

また、マイナンバーカード交付率向上のため体制を充実させ、できるだけ早い時期に50%以上の交付を目指します。

民生費・衛生費は、福祉課・こども育成課・健康課・都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、福岡工業大学との共同研究事業として「ささぐり元気もん活動」に取り組みます。これは、前期高齢者を対象にアンケートと体力測定を実施し、その後の追跡調査により効果的な介護予防事業を研究し、町の高齢者の健康寿命の延伸につながる取り組みでございます。

天空会館の空調につきましては、昨年度に引き続き一部のゾーンを更新いたします。次年度までで事業を完了する予定でございます。

こども育成課では、子ども家庭総合支援拠点を設置し、全ての子ども・家庭の相談に対応する体制を整えます。

昨年からの継続事業でございますが、保育所の待機児童解消対策として篠栗幼稚園の一部を民営化し、令和5年4月の認定こども園開園に向けた整備を引き続き行います。

放課後児童クラブの支援単位を増設し、待機児童の解消を図ります。

次に、健康課についてでございます。

既に、2月から新型コロナウイルス感染症対策に伴うワクチン接種推進室を設置し、1年間かけて希望する町民に2回のワクチン接種を完了することを目指しております。

福岡市が先行して行っている不妊治療のための補助を糟屋地区でも何らかの取り組みをしようと、糟屋地区市町長協議会で取り決めをいたしました。篠栗町では、

一般不妊治療に対する補助を新設いたします。

都市整備課環境係が所管しておりますクリーンパークについては、次期処理施設移行のための具体的な計画作成と関係自治体・地域への説明、協議をスタートしており、須恵町・粕屋町と連携を取りながら遅滞なく計画を進めてまいります。3月23日に次期処理施設をクリーンパーク内に建設するための地元説明会を開催いたします。

次に、農林水産業費・商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

令和2年4月から事務局の民間委託を開始した篠栗町観光協会は、様々な新しい取り組みを提案しつつ、篠栗町の観光キーステーションとして足固めをしているところでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使った密を避けるためのお遍路カフェの開設や、秋に行っていた九州森林スポーツフェスタに代わるトレイルラン大会の実施など、篠栗町の環境を活用した企画を練っていただいているところでございます。

昨年度、新型コロナウイルス感染症対策の観点から実施できなかった森林セラピー基地篠栗10周年記念イベントを、この秋にセラピーウォーキング月間として、観光協会・森の風篠栗（森林セラピー基地案内人の会）、この二つの会と共同して実施したいと考えております。

消費者行政については、福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、啓発活動、消費者生活相談業務の機能強化を推し進めてまいりました。今後も「粕屋中南部広域消費生活センター」を拠点に、継続して相談者の対応に努めてまいります。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。

令和3年度は、災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取り組みを行うこととしております。

本年度も区からの要望を聞きながら、優先順位を決めて実施いたします。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課でございます。

令和2年度は、国のGIGAスクール構想に基づき、電子黒板や書画カメラ、1人1台のタブレット端末の配置を完了いたしました。令和3年度は、これらのICT機器をしっかりと活用できるよう、各学校における校内研修や町の研修を充実させ、GIGAスクール構想の推進を図ってまいります。

社会教育課では、地域学校協働活動の推進に取り組めます。

これは、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、学校を核とした、よりよい地域社会を創ることを目的とし、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動をコーディネートする「地域学校協働活動推進員」を配置し、併せて、その体制の拠点となる「篠栗町地域学校協働本部」を整備するものでございます。

また、カブトの森公園テニスコートのLED化工事を、教育債を活用して行います。

上下水道課が所管しております水道事業において、令和2年度から、施設・管路更新の5か年計画を進めていますが、令和3年度は、金出地区、尾仲大柳地区の配水管更新工事を継続して進めます。

また、老朽化している第1浄水場建て替えについて具体的な計画を策定することとしております。

以上、令和3年度の各課の主な取り組みについて説明いたしました。

諸施策取り組みに当たっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。詳細は、当初予算特別委員会においてご説明申し上げます。

私自身も、これまでどおり、自らが率先して関係方面との折衝・対応にあたり、町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても、引き続き、篠栗町の発展のためにご尽力賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第3号から議案第29号までの27議案について説明をいたします。

議案第3号は、「副町長の選任について」であります。

本議案は、松田秀幹副町長が、令和2年11月19日に逝去され空席となっておりますために、令和3年4月1日から新たに副町長として、大塚哲雄氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第4号は、「篠栗町監査委員の選任について」であります。

本議案は、今長谷潔監査委員が、令和3年3月31日をもって任期満了となるため、新たに監査委員として石内清之氏を選任することについて、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第5号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員の十時和子氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となる

ため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第6号は、「篠栗町農業委員会委員の任命について」であります。

本議案は、篠栗町農業委員会委員1名が、令和2年12月19日をもって辞職となったため、新委員として平井眞澄氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第7号は、「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

本議案は、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のために、また、住民にとってより効率的かつ簡素な申請を実現するための押印見直しの実施のため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、書類等の押印について削除が適当とした箇所を改めるものであります。

議案第8号は、「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、個別の条例等で規定されていた附属機関を本条例中に掲載し明確化を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、町長及び教育委員会の附属機関として、委員会や審査会等を規定するものであります。

議案第9号は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、本条例中に報酬額を掲載し明確化を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、特別職非常勤職員のうち、報酬額が予算に定められた範囲内として規定されていた職員について、各区分に応じた報酬額を規定するものであります。

議案第10号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、監査委員事務局を単独で設置することに伴い、監査委員事務局長が置かれることになり、事務局長の職務及び級の明確化を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、級別標準職務表の6級に規定されている「議会事務局長」を「事

務局長」に改めるものであります。

議案第11号は、「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、令和3年2月13日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、「新型コロナウイルス感染症」の定義を引用している「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項」が削られたことに伴う規定の整備であります。

議案第12号は、「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、昨年、都市計画決定を行った高田地区地区計画の地区整備計画区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限規定等を本条例に追加することにより、当該区域における地区計画の目標に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市環境を確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、「財産の処分について」であります。

本議案は、企業誘致を図るため、篠栗北地区産業団地開発事業において造成した土地を工場等の用地として売却するものであります。

この度、売却の相手方と立地協定を締結し、土地の売却について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所在地は、篠栗町彩り台346番11。

面積は、1万6,824.86平方メートル。

売却額は、8億3,451万3,056円。

売却方法は、随意契約とし、売却の相手方は、株式会社 久原本家食品 代表取締役 河邊哲司であります。

なお、本議案は、令和2年3月中に売却を完了するための手続期間を確保するため、本日ご審議いただき、採決をお願いしたいと考えております。

何とぞ、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

議案第14号は、「町道の廃止について」であります。

本議案は、路線の整理再編成のため、現状の町道を一括廃止するものであります。

今回、道路台帳の全体見直しを進め、一部の町道については、路線の現状や維持管理の状況を鑑み、起終点の変更や路線自体の廃止を行うもので、路線番号の繰り上がりや名称の変更などが発生することから、一括廃止を行うものであります。

議案第15号は、「町道の認定について」であります。

本議案は、路線の整理再編成のため、現状の町道を一括認定するものであります。

今回、道路台帳の全体見直しを進め、一部の町道については、路線の現状や維持管理の状況を鑑み、起終点の変更や路線自体の廃止を行うもので、路線番号の繰り上がりや名称の変更なども発生することから、一括廃止後、新たに認定の手続きを行うものであります。

議案第16号は、「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」であります。

本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定に係る案」については、住居表示に関する法律第5条の2第1項に規定する公示を本年1月4日に実施し、当該案に対する同条第2項に規定する変更の請求が、公示の日から30日を経過する日までになされることはありませんでした。

議案第17号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」であります。

本議案は、令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号は、「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の一部変更に関する協議について」であります。

本議案は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の事務所の位置を住居表示の実施に伴い変更するため、当該組合の規約の一部変更に関し構成団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、「須恵町外二ヶ町清掃施設組合同約の変更について」であります。

本議案は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が所管する施設周辺の環境問題に対し、迅速かつ的確に当該組合の事業として対処することを目的として、当該組合で環境整備に関する業務を新しく共同処理することから、須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号から議案第23号までの4議案は、「令和2年度補正予算」であります。

議案第20号は、「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ8億4,898万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ150億1,554万9,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方交付税を8,098万7,000円増額し、分担金及び負担金を2,997万2,000円、使用料及び手数料を800万円、国庫支出金を1,586万5,000円、県支出金を3,624万7,000円、繰入金を2億円それぞれ減額し、町債を10億7,395万8,000円追加するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきましては、特別定額給付費といたしまして、給付金額の確定等で943万円を減額するものであります。

民生費におきましては、社会福祉総務費といたしまして、社会福祉協議会補助金を1,135万3,000円減額し、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付費を4,200万円追加するものであります。

衛生費におきましては、予防費といたしまして、予防事業委託料等を1,880万4,000円減額し、総合保健福祉センター運営費といたしまして、施設整備工事を9,500万円減額し、塵芥処理費といたしまして、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金を塵芥分・し尿分と合わせて3,039万3,000円を減額するものであります。

また、諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、北地区産業団地整備事業特別会計繰出金を11億5,650万円追加するものであります。

その他、歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であり、歳入につきましては、補助金などの確定に伴う財源更正であります。

次に、繰越明許費につきましては、観光拠点開設支援事業等につきまして、総額 2,853万8,000円を追加するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものとしたしまして、緊急防災・減災事業債を9,500万円減額し、新たに減収補填債を1,245万8,000円、地方道路等整備事業債を2億3,030万円、一般単独事業債を9億2,620万円それぞれ追加するものであります。

議案第21号は、「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から、歳入歳出それぞれ880万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,869万3,000円とするものであります。

歳出では、出産育児一時金420万円、受診勧奨委託料460万6,000円を実績等に基づき減額補正するものであります。

歳入では、一般被保険者国民健康保険税420万円、保険給付費等交付金460万6,000円の減額補正のほか、予算整理をするものでございます。

議案第22号は、「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ579万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,566万2,000円とするものであります。

実績見込みにより、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金579万2,000円の減額補正。

歳入では、後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料773万4,000円を増額補正し、普通徴収保険料1,352万6,000円を減額補正するものであります。

議案第23号は、「令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算に、歳入歳出それぞれ2億1,151万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,672万6,000円とするものであります。

また、債務負担行為の補正も行うものであります。

主な歳入につきましては、土地売却収入9億4,498万8,000円を減額し、

一般会計繰入金 11億5,650万円を増額するものであります。

主な歳出につきましては、篠栗北地区産業団地開発事業費5,894万6,000円を減額し、償還金利子及び割引料2億7,045万9,000円を増額するものであります。

債務負担行為につきましては、不動産取引に関する付帯業務委託におきまして、債務負担行為の期間を令和3年度に変更するものであります。

議案第24号から議案第29号までの6議案は、令和3年度の各会計の当初予算であります。

議案第24号は、「令和3年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は、103億1,195万6,000円で、前年度当初予算に対し2億7,270万8,000円、2.7%増額となっております。

前年度予算との主な相違点のうち、増額要因といたしましては、ふるさと寄附金に対する返礼品、天空会館空調設備工事、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、篠栗小学校屋上防水改修工事、児童館LED化工事、カブトの森公園テニスコートLED化工事などであります。

また、減額の要因といたしましては、オアシス篠栗空調機器更新工事の終了などであります。

なお、令和3年度の予算編成につきましては、新型コロナウイルスによる経済状況の悪化や、個人所得の減少による生活困窮者の増加からの回復を目指し、感染防止策をしっかりと講じながら、「新たな日常」に対応し、経済活動レベルを段階的に上げていくフェーズとして、前年度同様、第6次総合計画「ささぐり みんなの羅針盤」を踏まえて、限られた歳入財源を有効利用できる事業を選択し、歳出削減に努めております。

それでは、歳入歳出の主なものをご説明いたします。

歳入の主なものといたしましては、まず、町税では、新型コロナウイルスによる経済状況の悪化に基づき、対前年度比5,803万8,000円減の31億2,823万円を計上するものであります。

次に、地方交付税は、普通交付税におきまして、対前年度比1,011万1,000円増の17億7,432万3,000円を計上するものであります。

次に、幼児教育及び保育等の無償化に伴う保育所等の保護者負担金や幼稚園使用料の減額などにより、分担金及び負担金は、対前年度比2,765万8,000円減の9,537万7,000円。

使用料及び手数料は、対前年度比700万9,000円増の1億3,000万8,000円を計上するものであります。

次に、国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に係る国庫負担金などにより、対前年度比3億4,314万3,000円増の16億5,948万円を計上するものであります。

次に、県支出金は、障がい者福祉及び児童福祉サービスに係る県費負担金などにより、対前年度比1,956万1,000円増の9億1,323万4,000円を計上するものであります。

次に、寄附金は、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、対前年度比1億円増の1億5,000万円を計上するものであります。

次に、繰入金は、基金及び特別会計からの繰入れを行うもので、対前年度比206万5,000円増の9億206万5,000円を計上するものであります。

次に、諸収入は、対前年度比531万8,000円増の1億8,108万円を計上するものであります。

最後に、町債は、緊急防災・減災事業債の減額などにより、対前年度比1億4,058万3,000円減の4億7,758万5,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、まず、総務費といたしまして、行政事務包括委託2億2,451万7,000円、ふるさと納税返礼品6,000万円、住居表示実施に係るシステム対応業務委託1,374万8,000円など、前年度比890万4,000円増の14億1,031万9,000円を計上するものであります。

次に、民生費におきましては、天空会館空調設備工事1,651万5,000円、県介護保険広域連合費3億2,189万4,000円、自立支援サービス給付6億9,216万円、後期高齢者医療療養給付費負担金3億2,696万8,000円、児童運営費委託料9億6,079万4,000円、栗の子保育園大規模修繕補助金2,180万6,000円、子ども医療費1億4,453万2,000円、児童館LED化工事1,948万1,000円など、前年度比1億5,101万5,000円増の38億5,969万2,000円を計上するものであります。

次に、衛生費といたしまして、予防事業委託料1億1,601万3,000円、総合保健福祉センター指定管理料1億2,000万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億1,604万7,000円、塵芥収集運搬費2億785万1,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金3億6,628万8,000円など、前年度

比3,536万2,000円増の14億427万8,000円を計上するものであります。

次に、農林水産業費におきましては、荒廃森林整備事業3,346万1,000円など、前年度比1,177万5,000円減の1億5,593万1,000円を計上するものであります。

次に、土木費におきましては、道路橋梁維持補修工事費等1億6,683万8,000円など、前年度比3,725万9,000円増の3億2,436万1,000円を計上するものであります。

次に、消防費におきましては、粕屋南部消防本部組合分担金3億2,764万8,000円など、前年度比2,400万1,000円減の3億9,970万円を計上するものであります。

次に、教育費におきましては、篠栗小学校屋上防水改修工事等2,780万3,000円のほか、各小中学校の改修工事等に2,118万3,000円、カブトの森公園テニスコートLED化工事等3,120万3,000円など、前年度比5,577万7,000円増の10億4,177万4,000円を計上するものであります。

次に、公債費におきましては、起債元金及び利子償還費用といたしまして、前年度比2,768万6,000円増の8億3,704万6,000円を計上するものであります。

最後に、諸支出金におきましては、特別会計等への繰出金6億4,816万7,000円など、前年度比47万6,000円減の6億7,300万9,000円を計上するものであります。

また、地方債につきましては、臨時財政対策債のほか、5つの事業債を総額4億7,758万5,000円計上するものであります。

議案第25号は、「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。

予算総額は、27億4,956万5,000円で、前年度当初予算額に対し約0.8%の減となっております。

歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税5億964万6,000円、県の保険給付費等交付金19億5,691万1,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費19億1,177万2,000円、国民健康保険事業費納付金7億5,412万6,000円を計上いたしております。

議案第26号は、「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」で

あります。

予算総額は、4億3,265万円で、前年度当初予算額に対し約0.7%の増となっております。

歳入の主なものといたしまして、後期高齢者医療保険料3億1,867万1,000円、一般会計繰入金1億1,397万1,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金4億1,048万8,000円を計上いたしております。

議案第27号は、「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」であります。

予算総額は、13億6,629万8,000円となっております。

歳入の主なものといたしましては、土地売払収入13億6,629万8,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、篠栗北地区産業団地開発事業費2,398万円、償還金利子及び割引料5億5,059万7,000円、繰出金7億9,172万1,000円を計上いたしております。

議案第28号は、「令和3年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入7.1%増、支出2.8%増となり、資本的収入13.1%減、支出6.3%減であります。

収益的収入及び支出におきましては、収益的収入5億7,596万3,000円、同支出5億4,513万1,000円で3,083万2,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、水道使用料5億3,860万5,000円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、福岡地区水道企業団受水費1億9,725万7,000円、支払利息2,118万3,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入1億9,030万円、同支出3億2,078万円で1億3,048万円の赤字予算となっておりますが、不足する額は、損益勘定留保資金等約7億542万3,000円から補填する予定であります。

収入の主なものといたしましては、企業債1億9,030万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費2億30万円、企業債償還金1億1,739万5,000円を計上いたしております。

議案第29号は、「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入2.3%減、支出1.6%減となり、資本的収入17.3%減、支出16.6%減であります。

収益的収入及び支出におきましては、収益的収入8億6,923万2,000円、同支出8億6,831万6,000円で91万6,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、下水道使用料4億8,616万2,000円、他会計負担金1億2,850万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金2億6,866万5,000円、支払利息1億441万円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入4億217万4,000円、同支出5億6,013万1,000円で1億5,795万7,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は、損益勘定留保資金等約3億5,439万2,000円から補填する予定であります。

収入の主なものといたしましては、企業債2億6,990万円、他会計負担金1億3,000万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費1,760万円、流域下水道建設負担金3,337万2,000円、企業債償還金5億902万6,000円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議案の否決・可決は、採決日までわからないわけですが、どういう採決結果になろうとも対応できる議事運営をするべきと思うんですが、これまでも、関係のある議案、例えばリンクする議案、一般会計から特別会計への繰り出しの予算があって、それを受ける特別会計があったとしたら、この場合、どちらか1つ否決されたら、後日、片方を補正すれば済むと思うんですが、今回の場合のこの議案第14号・15号。14号が可決されて町道を廃止して、15号が否決されたときは、その場合、その当該土地は町有地であるけれども、都市整備課が持つ

ている道路橋梁維持費を投入できない。要するに、道路行政の空白を生むと思う、
というか、空白を生むわけですね。

そうなるとこの場合は、面倒かもしれませんが、町長はじめ執行部の方がやらん
としてらっしゃることはわかりますが、運営上、15号の方が先、まず起点・終点
その他の整理をしておいて、14号としてあと15号で除外するやつを1,000
番台か何かの飛び番に振っという可決した後に、15号においてその飛び番分を削
除する提案をする、という形にしないと、非常におかしなことになると思うんです
が、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 考え方やな。

○町長（三浦 正） 議長。

○議長（阿部 寛治） 町長、どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいま、荒牧議員がおっしゃいました第14号と第15号の
件につきましては、言われることは大変よくわかりました。

私ども議案を提案する際に、14号でまず今の不具合の部分を全部解消するため
に廃止し15号で改めて全部を設定する、と14号・15号をセットで理解してい
ただこうということで提案したところでございますが、今おっしゃるように、仮に
15号が否決されたときに、町道が1つもないというようなことにもなるわけでご
ざいますので、これについては、十分今後このような提案をする際には、しっかり
とその辺の状況を鑑みながら提案しなければいけないと思っておりますが、14
号・15号については、この議案という形でご審議いただければありがたいと思っ
ておりますので、よろしくお願いいたします。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 荒牧議員が「よろしゅうございます」ということで、質疑を
終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第3号から議案第29号までの27議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第3号から議案第6号までは人
事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第7号から議案第19号までの13議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第20号から議案第29号までの予算関連10議案につきましては、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合せにより、委員長は、7番、栗須信治議員、副委員長は、5番、古屋宏治議員です。

予算審査は、補正予算の審査に引き続き、当初予算の審査に入ります。

次に、規則4件については、所管の常任委員会の報告を受けていただきたいとします。

よろしいでしょうか。

次に、お諮りします。

本日上程されました議案のうち、議案第13号「財産の処分について」は、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、ここで本会議を暫時休止といたします。

これより、引き続き、総務建設常任委員会を開催しますので、第1委員会室にお集まりください。

文教厚生常任委員会の皆様は、このまま本会議場で待機してください。

休止 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（阿部 寛治） 本会議を再開いたします。

日程第 5、議案第 3 号「副町長の選任について」を議題といたします。

議案の説明を立花総務課長に求めます。

立花総務課長。

○総務課長（立花 博友） それでは、議案を説明いたします。

議案第 3 号「副町長の選任について」

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

【記】

住所 糟屋郡久山町大字猪野 1 4 8 0 番地 3 3

氏名 大塚 哲雄

生年月日 昭和 33 年 10 月 14 日

令和 3 年 3 月 4 日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

松田秀幹副町長が、令和 2 年 11 月 19 日に逝去されたため、令和 3 年 4 月 1 日から、新たに副町長として 大塚哲雄氏を選任することについて、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、次ページに履歴書を掲載いたしております。

なお、任期は、地方自治法の規定によりまして、4 年でございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの立花総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第4号「篠栗町監査委員の選任について」を議題といたします。

議案の説明を立花総務課長に求めます。

はい、立花総務課長。

○総務課長（立花 博友） 議案第4号「篠栗町監査委員の選任について」

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により、議会の同意を求める。

【記】

住所 糟屋郡篠栗町大字高田497番地2 ベンタナヒルズ篠栗12-503号

氏名 石内 清之

生年月日 昭和29年9月14日

令和3年3月4日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

今長谷潔監査委員が、令和3年3月31日をもって任期満了となるため、新たに監査委員として石内清之氏を選任することについて、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次ページに履歴書を掲載いたしておりますので、ご参照ください。

なお、任期は、地方自治法の規定により、4年でございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を平山福祉課長に求めます。

はい、平山課長。

○福祉課長（平山 智久） 議案の説明をいたします。

議案第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

【記】

住所 糟屋郡篠栗町中央六丁目26番23号

氏名 十時 和子

生年月日 昭和22年4月6日

令和3年3月4日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

人権擁護委員十時和子氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するもの。

履歴書等につきましては、次ページに掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和3年7月1日から令和6年6月30日まででございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 8、議案第 6 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を井上産業観光課長に求めます。

はい、井上課長。

○産業観光課長（井上 勝則） では、議案の説明をいたします。

議案第 6 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

【記】

住所 糟屋郡篠栗町大字篠栗 2 1 4 6 番地

氏名 平井 眞澄

生年月日 昭和 28 年 2 月 9 日

任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 19 日まで

令和 3 年 3 月 4 日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

篠栗町農業委員会委員 1 名が、令和 2 年 12 月 19 日をもって辞職となったため。新委員 1 名の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

履歴書等につきましては、次ページに掲載しておりますので、ご参照お願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの産業観光課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第13号「財産の処分について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第13号「財産の処分について」

本議案は、篠栗北地区産業団地開発事業において、造成した土地を工場等の用地として売却するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地について、

所在	篠栗町彩り台346番11
面積	1万6,824.86平方メートル
売却額	8億3,451万3,056円
売却の相手方	福岡県糟屋郡久山町大字猪野1442番2番地 株式会社 久原本家食品 代表取締役 河邊 哲司

に売却するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これもちまして散会いたします。

散会 午前 11時26分

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月8日（一般質問）

令和3年 第1回 定例会 会議録

日時 令和3年3月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治		
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治			12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

11番 松 田 國 守 6番 田 辺 弘 之

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正		
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産業観光課長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上下水道課長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こども育成課長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 皆さん、おはようございます。

本日は、松田國守議員と田辺弘之議員が病気加療のため欠席ですが、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

つきましては、田辺議員の一般質問の取り扱いにつきましては、篠栗町議会会議規則第61条第4項の規定により、通告の効力を失いましたので、本日の質問者は、4名といたします。

傍聴に来庁されました皆様に、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は、4名でございます。

質問時間は、申し合せにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様にご協力を願ってのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も、言葉遣いには気を付けるよう求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力お願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、荒牧 泰範 議員。

通告数は、1問です。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

通告どおり、1問町長にお尋ねいたします。

「篠栗北地区産業団地整備事業の成果を問う」という題材で、町長は、この事業は、用地売却の後に当該地区の税収や上下水道使用料収入が見込め、進出企業による雇用の確保と町のランドマークとなるものと言われております。

何人も予想しなかった大変なコロナ禍で経済は低迷し、北地区産業団地事業も予定の売却収入を得ておらず、全額歳入となるのか心配ですが、ここではコロナによる影響が無かったものとして、この事業の成果を考えたいと思います。

私の計算では、本体工事に加え道路や地域要請工事などを含めた総事業費は、約

57億5,000万円で、それに対し売払収入32億5,000万円程度に交付税算入額等が4億7,000万円強で、20億円近い赤字となります。

一般会計規模が篠栗町では100億円、財政力指数が0.6で経常収支比率95.4%の我が町において、20億円の債務がどれほど大きなものか、今更申し上げるまでもございませんが、計画当初から税収その他の見込みも分からず、返済計画も立たないような事業は無謀としか思えません。

町民のための予算の使い方は別にあつたと思います。

例えば、ファストフード店や若い世代に特化した書店や雑貨店などが入る施設を用地買収から建設まで町が行い、安価に、もし可能ならば無償で貸与した方が活性化のためになったと思いますし、20億円も掛かりません。

当初見込みから大きく膨れた事業費を支出したこの本事業を、どう検証しておられるのか町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、荒牧議員からご質問いただきました「篠栗北地区産業団地整備事業の成果を問う」という質問について答弁をいたします。

ご質問への答弁といたしまして、まず、私が令和2年第3回定例会の会期中で総括いたしました内容の一部をご紹介します。

今から遡ること5年前の平成27年8月5日、平成27年第2回篠栗町議会臨時会におきまして、議案第41号「土地の取得について」の議案を上程いたしました。九州大学演習林土地の取得をご承認いただいて、篠栗北地区産業団地開発事業は、実質上のスタートを切りました。

提案理由は、「九州大学が保有する演習林用地を産業業務地として企業誘致を図るため、取得するもの」としております。

この土地は、九州大学が独立した国立大学法人となり、福岡市西区への移転が決定したことから、大学が保有する津波黒演習林のなかで、今後使用する見込みがない土地の処分を検討していたその一部でございまして、平成24年頃から大学側から売却したい旨の打診があつていたものでございました。

同時に購入した九州大学演習林正門前の土地約1万平方メートルを除く、約16万平方メートルを篠栗北地区産業団地として開発を目指しました。

篠栗北地区産業団地は、篠栗町の企業数が糟屋郡内の中で最も少なく、法人関連

税収が人口約8,000人の久山町よりも劣る現状を何とか打破し、先細りが懸念される地方交付税に頼らない自主財源を少しでも確保すべきであるという考えと、国道201号線沿線での事業開発によって町内外からの交流人口を増加させ、篠栗町の新しいシンボルゾーンを作ることができれば、福岡都市圏東部の賑わいを感じる素晴らしい町になるに違いないとの思いでございました。

篠栗町のこれから10年後、20年後の発展に向けた大きな起爆剤になるに違いないとの期待感から、人口3万人規模の自治体としては多少背伸びした計画ではありましたが、九州大学から産業用地として購入したからには、この地域を何とか形にしたい。その思いが実現に向けたスタートでございました。

私はこれまでいつも事業を発案し実行する際には、胸に手を当てて「私心なかりしか」という言葉を反復し、「篠栗町の将来のためだ」と自分自身納得したうえで取り組んでまいりました。

今回の取り組みも、もちろん言うまでもございません。

この事業は、篠栗町のために必ずや計り知れない力となる。篠栗町発展の起爆剤になること間違いないと確信したうえでスタートすることに決めました。

次に、これから取り組もうとする開発は、我が町においてかつて経験したことのない規模であり、開発業者を選定する前に、どのような手法で進めたらよいかをサポートするコンサル業者をまず選定する必要があるとの見解に至りました。そうしたことから、まず、コンサル業者の選定を行い、FFGビジネスコンサルと開発計画のサポートをお願いする契約を行いました。

早速、FFGビジネスコンサルから「篠栗北地区産業団地開発計画について」の提案をいただきました。そこに示された手法・公募スケジュールに基づいて進めることといたしました。

今回の篠栗北地区産業団地整備事業は、篠栗町の人口の減少を食い止めるための下支えとなる雇用の確保を図り、町が持続可能となるための基盤整備事業であると捉えて進めてまいりました。

その後は、鹿島建設ほかの事業パートナーと進めてきたことは、議会の皆様ご承知のとおりでございます。

詳細は省略いたしますが、総括での冒頭でこのように記載いたしました。

ただいまから申し上げることは、明後日以降のご審議いただく本定例会の令和2年度補正予算、令和3年度当初予算に関する内容でございますので、詳しく述べることは控えますが、令和2年4月に工事が完了し、篠栗町として造成工事代金等の

精算を行うにあたって、造成により民間事業者へ売却し売却代金によって造成費用を賄う部分と、公共工事部分として町の投資を必要とする部分との仕分について、福岡県及び総務省と協議いたしました。その結果、地方道路等整備事業債、一般単独事業債を公共工事分として活用して、これまで資金繰りのなかで活用してまいりました篠栗北地区産業団地開発事業債を令和3年度までに繰上返済し、一般会計での公共工事に見合う起債というわかりやすい資金計画となる予定でございます。

篠栗北地区産業団地開発の取り組みにおいては、町の安全安心、渋滞路線における交通網の整備、上下水道網の拡大、農地関連施設の均衡整備など、当該整備事業と併せて充実が図られたものと考えております。

また、津波黒地区法面工事に関しましては、当初見込むことのできなかった緊急防災・減災事業債を活用した緊急的な工事として、ご承認いただきました。

地域の安全安心はもちろんでございますが、約4,500平方メートルの国交省用地の将来的な払下げも視野に入れた必要な措置でございました。先行的な投資の要素も含まれているところでございます。

今回、進出される6企業は、交通の利便性や眺望の良さ、開放感にあふれた用地に好印象を持たれ、篠栗町での個々の企業成長だけではなく、今回の進出をもって、篠栗町の発展にも大きく貢献したいとの思いが大変強く、まちづくりや団地全体の賑わいの創出に、大変関心を持っていただいております。

今後、篠栗北地区産業団地のブランディングに産官学で取り掛かり、内外から来訪者に楽しんでいただけるようなワクワクする仕掛けを行ってまいりたいと考えております。

また、篠栗北地区産業団地進出企業のブランドを生かした、ふるさと寄附金返礼品の充実も大変楽しみでございます。平成30年度当初予算では、寄附金500万円を計上いたしましたが、令和3年度では1億5,000万円を計上しております。6企業の操業開始が見込まれる令和5年4月以降は、更に増加することは確実にございまして、まちづくりに有効活用できる財源をこれまでも増して確保できることとなるわけでございます。

また、固定資産税や法人税の税収増や働き手人口増加による住民税の増加、上下水道等の利用量増加による公会計収入増などが見えてくると、この事業の全体像をより明確に確認できるものと思っております。

こうしたことから、篠栗北地区産業団地の成果を問うのは、時期早尚ではなかろうかと考えております。

これからは、篠栗北地区産業団地の次のステップとして様々なご意見をいただきますと幸いです。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、再質問。

○議員（荒牧 泰範） まず初めに、先ほど町長がおっしゃった、後日審査が行われる件についてですが、お答えは要りませんが、私の感覚の中では、例えば法面工事にすると35.6%にあたる3億7,920万円だとかいう補助はきますが、元々この工事をやらなければ負うことがなかった起債でありますし、今お話を聞くとまた道路も補助が得られるという話ですが、そうじゃなくて、今聞くと、何か後になって、元々町がしなくてはいけなかった分と分けますよ、という表現ですが、僕はそれは違う。やっぱりこの事業に関わった分は全て総事業費だと思いますので、その分は、すみません、ここでやると事前協議なのでお答えは要りません。私は少なくともそう思っております。

次に、私が問うているのは、極東ファディさんに、やまやさんに久原本家さん。このそうそうたる企業さんたちがお見えになると、多分、出来上がってしまうとアミューズメントパーク的な素晴らしいものが僕はできると思うんですよ。

ただ、私は、そこは素晴らしい、この事業そのものは素晴らしいと思うんですが、お尋ねしているのは、そこに至るまでの道程、過程においてで、今、幸いなことにか、力を持たれた国会議員の先生方が地元から選出されていますし、県議会議長も地元です。その方たちに拝み倒して、あの場所でなくして、和田から津波黒、高田、金出にあたる農振部分の網を外していただいて、あそこに今申し上げたそうそうたる企業さん等に来ていただければ、とても20億円なんて掛けることなく、素晴らしいものができたと思うんですが、その最初の走りの部分が、いかがかなというところが、最初にその部分をお尋ねしたいので、そちらで僕はやるべきだったんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 荒牧議員がおっしゃられることも、一つのご意見としてあろうかと思えます。

ただ、農振を開発していくということにつきましては、また新たな希望がいろいろな企業から来ておまして、これについては、また、その時々の開発、あるいは全体像の見直し等を、次のマスタープランの見直しのときに、いろいろな色替えも含めた検討を進めていかなければいけないものであろうかというふうに思っております。

実際そういうふうなご要望がいろいろ来ているのが事実でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） どういう手法が適切だったかというのは、後年の方々が評価されるんですが、ここは意見の食い違いということでありまして、私は少なくとも、ああいう、失礼ながら産業廃棄物の山を扱うよりも、農地を転換した方がよかったんじゃないかならうかなと思っております。

2点目に、その現在に至るまでの額の、何ていうんでしょう、膨れ上がり方、例えば、町長は途中で「債務負担行為の限度額を認めていただきたい。これがないと次に進めない」と言うんで、そういう格好で、何か申し訳ない言い方ですけど、ブラックボックスに入ったまま、逐一説明がされないままに、いつの間にか総予算が膨らんでしまったというところが非常に大きいと思うんです。

その要因としては、やはり町の方にスペシャリスト、土木建築に関するスペシャリストがいなかったもので、先方の企業から言われたら言われたままに予算を捻出していったというふうな印象を受けるんですが、その辺りは町長どうお考えですか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私どもが一番最初からのところで、議会の皆様方にもう少し詳しくご説明を申し上げておけばよかったかもしれないということは、十分反省点であらうかと思ひまして、その点も含めて、令和2年9月の総括の中で申し上げたつもりでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） もっと突っ込みたいんですが、事前協議になりそうなので、予算の席でまた続きをさせていただきたいと思ひます。

終わります。

○議長（阿部 寛治） 次の質問に移ります。

質問順位2番、岩下勝正議員。

○議員（岩下 勝正） 議席番号1番、岩下勝正でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

執行部の皆様方、また、職員の皆様方におかれましては、コロナ禍の中での日々の業務、誠にお疲れさまでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日、事前通告に基づきまして2問質問させていただきます。

まず1問目でございますが「JR篠栗線東側の永田踏切車道化について」お伺ひしたいと思います。

篠栗町の玄関口である J R 篠栗駅周辺の環境整備の一環としまして、現在の駅前周辺の交通混雑緩和と交通動線の変化による円滑な車両の流れ、また、歩行者保護及び南北往来の利便性が必要と考察いたします。

駅西側の車両の煩雑要因としまして、篠栗線をまたぐ踏切が脆弱と思惟されます。

駅西側の篠栗病院前の田中踏切は、ご存じのとおり湾曲しまして離合が困難で歩行者も多く、進入待ちの車両が待機停止していてスムーズな交通動線とは言いがたいと思います。

一方の東側中町踏切、第 1 高原踏切と言いますが、それについては問題なく離合車線で円滑に走行ができております。しかしながら、エフコープ側から通過しますと信号機がありまして、赤信号の場合には、渋滞して遮断機が下りてなくても踏切は渡れない現状でございます。

このような駅周辺の交通緩和解消の一考としまして、現在歩行者のみ横断ができる、よしみ食堂前、町役場のすぐ東側の踏切でございますが、今現在歩行者のみ通行する踏切でございます。この永田踏切を車道化することにより、南北間の交通動線が得られまして、また駅、役場、立駐、クリエイト、オアシス等の関連施設への往来もスムーズに到達できる利点が生じます。

また、緊急車両等の迂回動線としても十分機能し得る結果となると考えますが、この点、町長のご見解をお尋ねしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま岩下議員から「J R 篠栗線東側の永田踏切車道化について」のご質問をいただきました。

本踏切をはじめ、ご質問の中にもありましたが、J R 篠栗線の駅周辺を横断する施設として、篠栗駅西側には田中踏切、駅をまたぐ自由通路「ささぶりっじ」、東側には、本質問にもございました永田踏切と県道猪野篠栗線の第一高原踏切、中町高田線の第二高原踏切がございます。

田中踏切につきましては、線路北側の町道、中町津波黒線の道路改良工事が、平成 27 年度に完成いたしました。道路幅員を確保することにより、当踏切の車両及び歩行者の通行の円滑化を図ってきたところでございます。

永田踏切は、岩下議員ご指摘のとおり、立体駐車場利用者やエフコープの従業員をはじめ、下町中町や高田金出地区からの役場・駅・クリエイト・オアシス等への

施設利用者の交通経路として、町としては重要な踏切であると認識しているところでございます。

また、この踏切が車両通行化できる踏切幅が可能であれば、鉄道を挟む公共施設利用を含めた南北動線の円滑化に寄与することと思えます。

しかしながら、J R九州側からは、駅の東側に存在する踏切が約200メートルの間に3か所集中することで、踏切事故や踏切内での交通トラブルが発生する懸念が多いとの観点から、自由通路建設の関係者協議時において、この踏切を廃止したいとの考えを示されたことがございました。

また当踏切には、福岡県公安委員会により「車両進入禁止（軽車両を除く）」という標識が設置されておりまして、交通管理者としても、歩行者の通行への制限を行われているのが現状でございます。

永田踏切を車道化するにあたって、本踏切北側道路は、南北への1方向であります。南側は、踏切を起点に東西と南北への2方向の道路から進入することになり、踏切南側の町道、役場前線の取付け部分の改良と、踏切北側の丁字路の交差点改良が必要になってくると思われます。

よって、車道化にあたっては、関係各所の調整を含め、慎重に検討する必要があると思いますが、ただいまご説明申し上げた、J R九州の見解や福岡県公安委員会の対応を考慮する限り、なかなか実現に向けては難しい状況ではないかと考えます。とはいえ、利用される皆様にとって利便性が高まることでございますので、今後も検討してまいりたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） 岩下議員、再質問ございますか。

○議員（岩下 勝正） ただいま、ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

J Rありきということで、なかなかハードルが高い案件でございます。

もし、J R側との会議、その他ございましたら、要望でございますが、この案件、一押し是非お願いしたいと思えます。

1 問目終わらせていただきます。

次に、2 問目に入ります。

2 問目は、「コロナワクチン集団接種について」でございます。

2 項目質問する予定でございましたが、①の質問事項においては、現在、国の方の発表等々で通告書を作った時期よりも相当変化しておりまして、①の項目はちょっとそぐわない質問内容になりましたので、この項目は削除したいと思います。議長いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（岩下 勝正） では、質問に入らせていただきます。

昨今、報道されております、コロナワクチンの接種について質問させていただきます。医療従事者の方々をはじめ、ご担当の方々におかれましては、準備等々で大変なご苦労があらうかと思えます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

今現在、先行接種で全国の手医療従事者の方々に接種されております。その後、順次地方に配分されてくる予定で、優先順位2番目の65歳以上高齢者の接種が4月以降となっております。

一部の報道では、4月12日から順次接種される予定という発表もございますが、町で行う集団接種、あるいは個別に医療機関で接種する、また職場での対応接種等が挙げられますが、いずれにしても、いろいろな意味で不安を抱いている方々が多く見受けられます。先行接種された方々は、接種後の症状を毎日報告し、報道等でアナウンスしておられます。懸念されております副反応、今のところ大きな副反応は検証されていない状況でございます。

また、ワクチンの配分も、厚労省の発表ではちょっと不透明感がございます。いずれにしても、一日も早く感染を減らして、早く平穏時に戻りたいと思うばかりでございます。

そこで、以下の質問①を削除しまして、2番目の②の「ワクチン接種について」高齢者の方々に一人でも多く接種していただく施策を、町でただいま熟慮されておると思いますが、この中には山間部の方々、また、足がご不自由な方々等の送迎等の諸問題、いろいろな諸問題が数多くあると思えますが、今時点、町としての取り組み、接種計画がございましたら、是非ともお聞かせ願ひたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○議長（阿部 寛治） 答弁をお願ひします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 岩下議員の2番目のご質問「コロナワクチンの集団接種について」の②のご質問に対する答弁をいたします。

「ワクチン接種会場へ的高齢者の方の送迎について」というご質問でございました。現在、ワクチン接種会場を、合併50周年記念体育館で実施する予定で準備を進めております。

山間部や接種会場から遠く離れた地域にお住まいの高齢者の方々につきましては、巡回バス等での送迎ができないかを考えているところでございます。

また、高齢者の方々につきましては、かかりつけ医や医療機関での個別接種の方もたくさんおられると思いますので、送迎バスの需要や巡回地域、コース等を設定しながら効率よく送迎できるよう計画を進めてまいりたいと、今準備を進めているところでございますのでよろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの答弁に対して、再質問。

もう少しマイクに近づいて言ってくれませんか。

○議員（岩下 勝正） ただいまの答弁で了解承知いたしました。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） では、質問順位3番、品川静議員。

○議員（品川 静） 議席番号4番、品川です。

今回は、「遍路道を中心とした環境整備について」質問いたします。

篠栗駅東側自由通路「ささぶりっじ」の開通やすべての進出企業が決定した北地区産業団地の開発等で、篠栗町中心市街地が注目を浴びている昨今ですが、以前からの篠栗町の良さは、町全体を西の福岡市方面に向かって包み込むような奥深い山々にあると思っています。篠栗町の森林率は7割と、町の多くを占めています。

180年以上の歴史を持つ篠栗四国霊場を支えてきたのは、標高はそれほど高くないにもかかわらず、幾重にも重なった山々の醸し出す神聖な空気や環境があるからこそだと思います。

私自身、歩きお遍路や森林セラピーで森の中を歩いていると篠栗の自然からたくさんのお恩恵を受けていると実感することができます。

お遍路は、長い歴史を超えて地域と共存し、継承されてきた篠栗町の文化遺産であり、大切な観光資源でもあります。そして、自然の中を人々が訪れ歩く遍路道自体も、また文化財として価値が高いと感じています。

旅館に宿泊された方から「このお遍路道の坂を、私の父は母をおぶって歩いたんですよ」と教えていただいたり、「篠栗は疫病に打ちかって繁栄した町だから、コロナ退散を願いに来た」と話してくださる方にも出会いました。

遍路道は、森林セラピーロードとも重なり合っており、現在はお遍路以外の利用者も歩く道となっています。

また、コロナ禍で自然を求める人々が増加しており、キャンプや森林浴に個々に来られる方も増えています。

そこで今回の質問は、これまで維持管理され、守られてきたはずの遍路道の整備

が、最近滞っているところが見られるのではないかという点です。

例えば、田の浦から桐の木谷を通して二瀬川方面への遍路道は、通り沿いの竹や木がうっそうとして暗い山道となっています。最近、女性数名でのお遍路も増えているなか、地図を片手に歩いてみると「怖いような道もある」と聞きました。

また、かつての桜の名所として賑わった新吉野公園あたりは、水害以降の復旧工事が滞っているように見えますし、桜の植え替えなども進んでおらず、とても残念に思っておりました。山が荒れてしまうと、美観を損ない地域の魅力が低下するだけではなく、森林の機能が発揮できなくなり、災害の拡大にもなり兼ねません。

篠栗の山々を縫うように存在しているお遍路道を整備することは、森林全体の環境保全となり、防災にも繋がるのではと思っております。

そうしたことを踏まえて、町におかれましては、10年計画などの長期的な視点で段階的に、遍路道やかつての観光名所を、再整備していただきたいと考えています。

財源は、このところ増加しております「ふるさと寄附金」の一部を継続的に投入することや、森林環境譲与税を有効に活用するなどしてはどうかと思います。

是非、長期的なビジョンを持ち、地域の人々が安心安全に暮らし、篠栗町の山々を多くの人々が訪れていただけるような魅力のある環境づくりに取り組んでいただけたらありがたいところです。

町長のお考えを是非お聞かせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 品川議員からのただいまのご質問「遍路道を中心に新たな環境整備の計画を始めるべきではないか」というご質問についてお答えいたします。

まず、現状の取り組み状況について申し上げます。

遍路道の維持管理につきましては、山王地区においては、春と秋の観光シーズン前に観光協会と篠栗町で枝打ち及び整備等を行っており、今年度は、秋は雨で中止いたしました。例年9月にそれを実施し、春は3月10日に実施予定としていただいております。

また、若杉地区や金出地区の遍路道においても小規模ではありますが、毎年整備及び更新作業を委託等により行っており、ほかにも随時、職員で補修等も行っております。

ただ、遍路道の長さは合計で約50キロメートルあり、その中には、町道、林道はもちろん民有地もございます。そのため、通行人の数が多いたるところを優先して行っており、細部の整備まで行えていないのが現状でございます。

議員のご指摘の地域につきましては、早速私も車で通ってみました。田の浦から桐の木谷への道は、実は私の実家のすぐ上を通る遍路道でございます。50年以上も前のことではございますが、私が子どもの頃、夏休みの遊び場に使っていた地域でございます。茶店が数軒点在し、周辺の山々を眺ながらのんびりと歩いたものでございました。

歩き遍路がバス遍路に変わり、そのバス遍路も大きく減少してしまった昨今、札所間の距離の長いこの道は人通りが少ない道となってしまう、整備要望も多くは聞かれないことから、豪雨災害による障害物の撤去等の対応に留まっておりまして、森の中を歩く部分は、暗く、竹が生い茂る場所があり、多少薄気味悪いというところもあるのが現状でございます。

先ほどの一般質問の答弁で申し上げましたが、議員ご提案のとおり、今後は、ふるさと寄附金の増額により、まちづくりのための財源が継続して確保できる可能性も大いにごございます。

また、令和元年度から森林環境譲与税、令和6年度からは森林環境税の一部を財源に充てて継続的に計画性を持って、順次整備を進めることも可能であろうかと思っておりますし、必要であろうとも考えるわけでございます。

また、こうした環境保全にも寄与する取り組みは、クラウドファンディングの仕掛けも大変有効であろうかと考えております。今後も議員のお知恵をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、新吉野公園の桜の植え替えにつきましては、復旧作業はいったん完了しておりますが、シカの食害や土地がやせているため、なかなか思うように植栽ができておりません。そのため、有効な対策方法を検討中でございます。

最後に、長期的な視点で段階的に遍路道や観光名所の再整備をということではございますが、山林が本来持ち得る公益的機能や社会経済的な特質の維持を行うため、令和元年度に10年間の篠栗町森林整備計画を策定いたしております。その計画と併せて、霊場会、霊峰会、篠栗町観光協会と遍路道を含めた今後の観光地の整備について、篠栗町らしい環境を維持するためのお遍路道・森林セラピーロード整備の長期的な計画を立案してまいりたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

はい、品川議員。

○議員（品川 静） 私がお遍路道や森林セラピーロードを歩いていますと、ごみやたばこのポイ捨てる跡が見られることがあります。あの栃木の大規模な山火事は、たばこのポイ捨てるが原因かとの報道も目にしました。

そこで環境保全の取り組みを、町が発信するための新しい提案としまして、計画的に整備をしていただくことと併せて、お遍路道や森林セラピーロードを禁煙とし、ごみのポイ捨てるも禁止する条例を作るというお考えはありませんか。

条例制定は、安心安全で美しい町づくりの推進を図り、訪れる方々にも環境保護に協力していただく指針とすることができます。篠栗町の豊かな自然環境や文化遺産を守り、未来の子どもたちへよい形で引き継ぐためにも、条例制定について、町長のお考えを伺いたいと思っております。

お願いします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま再質問という中で、たばこのポイ捨てるやごみのポイ捨てる等々を禁止する条例を作ってはいかがかというご質問がございました。

これについては、条例で謳うこととともに、それについてどのような罰則規定を持っていくかというようなことも、いろいろ細かいことを考えなければいけない流れになろうかと思いますが、足利市による大規模な山火事等々もありましたので、このたばこのポイ捨てるについては、非常に危機感を持っているところでございます。

今、ご提案がありましたような条例制定に向けて、私どももしっかり検討してまいりたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） 再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） あと桜の植え替えについてですが、篠栗の桜は、木の病気であるてんぐ巢病に侵されているという現状がありまして、山間部の方々は、年々山の上にも範囲が広がっているというふうに心配されている声を聞いております。

対応しないまま植え替えを行うと、せっかく植えた桜も枯らしてしまうことになってますが、現在その対策を含めて、植え替えについての説明を伺いたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） わかりましたか。

はい、答弁を求めます。

はい、井上課長。

- 産業観光課長（井上 勝則） てんぐ巢病を含めたいろんな被害の件についてでございますが、あらためまして、先ほど町長が申し上げたとおり、シカの被害等も、そのほかのほうも、同じくいろいろ懸案事項として挙がっているところでございます。

ですから、そういったふうな病気も、シカの被害、その他の全般的な方も含めまして、新たにまた植栽をするときに検討していく方針でございます。

- 議長（阿部 寛治） 理解できましたか。

はい、どうぞ。

- 議員（品川 静） 冒頭に述べた北地区産業団地ですが「どんな施設ができるのか」とかですね、「工場直販の買物とかできるの」とか、「カフェがあったらいいな」などの話題を最近聞くようになっております。公表できるようになったらそちらの情報の発信もお願いしたいと思っております。

一方で私たちの暮らしは、やっぱり、多くの森の恵みによって支えられているということを忘れがちなのかもしれないと思っております。森のある風景は人を魅了し、森の空間は憩いの場として人を引き付けています。

また、事業活動に結びついた森づくりなど企業の新しい概念も注目されているということに、今なっております。

大切に継承されてきたお遍路という伝統文化を守りながら、篠栗町の山々に新たな価値を見出し、活用することで、未来に繋げていくためにも遍路道を中心とした環境整備を、条例制定を含めて、計画的に始めていただくようお願いして終わりたいと思います。

以上です。

- 議長（阿部 寛治） 質問順位 4 番、横山和輝議員。

- 議員（横山 和輝） 議席番号 3 番、横山でございます。

通告に従い質問を行います。

最初の質問は、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律について」であります。この法律について、通告では平成 29 年 7 月に施行されたとしておりましたが、正確には昭和 46 年に制定された農村地域工業等導入促進法が改正され、名称を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に変更されたものであります。この法律を活用すれば、農業振興地域内であっても企業誘致ができることとあります。したがって、この法律の概要について簡潔に説明をお願いいた

します。

また、この法律をうまく活用すれば、農村地域への新たな産業導入が可能になることから、我が町としても大いに検討する価値があると思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

次の質問に移ります。

この法律が平成29年に改正された後に、我が県でこの制度を利用した計画は、今のところないようです。しかし、今後は、我が町の近隣にも具体的な計画が行われるのは必至です。また、この制度によるもの以外にも、例えば古賀インター周辺で複数の企業団地が計画され、その一部は既に造成に着手しているようです。したがって、今後これらの事業が進めば、現在滞っている我が町の産業団地への企業誘致は更に難しくなるのではと心配しております。

この点について、町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま横山議員からご質問がありました「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律について」3点のご質問がございました。

ご質問の詳細については、1,2につきましては、産業観光課長から。3につきましては、まちづくり課長からまず答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、井上産業観光課長。

○産業観光課長（井上 勝則） では、私のほうより、1番目と2番目のご質問についてお答えさせていただきます。

まず1番目のこの法律の概要についてでございますが、農村地域への産業の導入や、農業従事者の導入産業への就業等、農業と導入産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図ることを目的としております。対象となる業種には、導入により農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること、導入産業と農業の均衡ある発展が図られることなどが求められております。

そして、篠栗町が作成する実施計画により支援措置が受けられ、その支援内容は、個人が土地を事業者に譲渡した場合の所得税の軽減、日本金融公庫による事業者への低利子融資、農地転用許可・農業振興地域整備計画の変更に伴う配慮などが上げられております。

なお、この法律は、先ほど議員がおっしゃられたとおり、平成29年7月に改正が行われておりますが、法改正前の農村地域工業等導入促進法を含めると、福岡

県における計画の策定状況は、26市町村から51の計画が出ております。

次に、2番目の質問についてお答えさせていただきます。この法に基づく計画策定等の流れでございますが、まず産業の導入に係る具体的な立地計画を事業者が町に提出、そして町による事前調査後に町が実施計画の素案を作成、県と調整・協議などを行い、国の同意を得た県の基本計画に適合していると県が確認し、県知事から実施計画素案の同意を得た後に町の実施額の決定、事業の推進を行うこととなります。

そのため、この法律を活用し、農村地域への新たな産業の導入の検討をと提案してありますが、篠栗町が独自に計画を策定するものではなく、また、県の同意も必要でございます。そのため、事業者からそうした提案が出た場合は、福岡県と協議・検討を行いたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、続けて。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 続きまして、横山議員からのご質問の「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律について」の3つ目のご質問にお答えいたします。

古賀インター周辺で複数の企業団地が計画されていることで、滞っている篠栗北地区産業団地の企業誘致が更に難しくなるのではとのことでございますが、ご心配をおかけいたしました。令和3年2月22日に株式会社久原本家食品様との企業立地協定が締結され、これですべての事業用地において進出企業が決まったところでございます。この件は、令和3年2月19日の企業立地状況報告会でもお伝えさせていただき、各社報道機関でも取り上げていただいたところでございます。

今後は、産官学での協議を重ね、単なる企業団地ではなく、特色のあるコンセプトを持つ、町内外の方に親しまれる観光産業団地を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの答弁に対して、質疑を。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今回ですね、質問に入る前に一言申し上げたいと思います。

先ほど執行部の方が、私の、事業用地売却が滞っているとの発言に対して、事業用地が全て決まったといったふうに聞こえる発言をされましたが、事業用地の代金が完納されてはじめて決まったと言えるわけであって、今現在、完納しているのは極東ファディ1社のみです。ですので、今、執行部の発言は、希望的発言にすぎないと思います。

産業団地の工事が終了しまして、どのくらいですか。8か月ほど過ぎましたけれども、代金の完納は極東ファディ1社のみです。これが現実であると思います。ですので、今の執行部の発言を聞いた方はですね、まるで、全て決まった企業は、全て、6事業用地の6企業が、その6企業の建物が建つ、というふうに勘違いされる方もいるかもしれませんので、一言だけ申し上げておきます。

では、質問に入ります。

今後は、民間でこの制度の活用を申し出る企業が現れると私は個人的に思っております。そのときはですね、積極的に取り組んでいただきたいと思いますのですが、その考えがあるのかどうかについて教えていただきたいと思います。

そして、もう1点ですね、農業振興地域内でも優良農地がございます。この優良農地にもこの法律制度が活用できるかどうか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問に対して答弁。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私どもの町の農振は、これまで農振として、しっかりとまとまった土地として、農業が経営された関係がございまして、今、事業を行いたいという企業の中から見て、あるいは開発業者の皆様の中から見て、本当に魅力ある地域だ、という声を多く聞きます。そういうことから、私どもも今後の10年の中で、新たな福岡インターから非常に近い利便性の高い地域ということを生かしていきながら進めて、積極的な対応を進めていく時期が来ているのではないかというふうに思っているところです。

いずれにしても、令和3年度以降から都市計画マスタープランの定期見直しをしていかなければいけません。その際に、どういうふうな開発をしていくか、そんな中で、今お話の優良農地地域についてもどう対応していくか、そういうことも含めてしっかりと皆さんと議論を交えながら、新たな篠栗町の姿のために、いろんな計画を立てていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 私の質問は、優良農地にこの法律が活用できるのか、利用できるのかを聞きたいんですけども。優良農地が、この法律の制度の中に入っているかがわかれば教えていただければよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、井上課長。

○産業観光課長（井上 勝則） 先ほど、この法律の導入の利点を3点ほど申し上げ

ましたが、その中の1点として、農地転用許可・農振地域整備計画の変更に伴う配慮がございます。ですから、そういったふうな農振地域の転用を行うためには、かなり高いハードルがございます、それを行うため、県と重々に協議を行う必要がございます。

ですから、この計画を適用できるか、その前に申し上げたとおり、まずこの農地を農振から外す場合に、事前にまず県と協議を行い、その県との協議を行って行く中で、この法律が適用できるかどうかを十分協議したうえで、この法律が適用できるならば、この適用を使って農振地域から除く、そういった流れになろうかと思えます。ですから、まず順番的には、まず計画の方を検討していきたいと思っております。

その中で優良農地がこの適用になるかどうかなんですが、それも含めて県と協議を行うことになろうかと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 是非ですね、私は個人的にこの法律を知ったときにですね、もううまくいけば、企業も、言ってみれば平地に建てるわけですから、造成費がまず掛からないと、言ってみれば安くじゃないですけども、建てることのできる。町は町で企業誘致ができて税収が上がる。農家についてもですね、それこそ働き手の高齢化問題もありますし、あと後継者の問題もあります。

それで、どうしても持続することが難しい農家の方も実際にいるのが現状でございますので、もしこれをうまく活用すれば、本当に町の発展のために、非常に利用できると思えますので、積極的に取り組んでいただきたいということを要望して次の質問に移りたいと思えます。

次の質問に移ります。

「産業団地の事業用地売却に関する手続について」質問いたします。

産業団地6事業用地のうち、契約が完了している用地は3か所、そして工事や完了しているにもかかわらず支払いが完済しているのは極東ファディ1社で、残りのやまやとケアユーはいまだに支払いが終わっておりません。

このような実情を踏まえたうえで、質問に入りたいと思えます。

やまや及びケアユーに対する事業用地売却は、条例により、議会の議決を必要とすることから契約締結及び工事完了後、確定測量が完了した時点で、議案を議会に上程、その後、可決しております。そして、売買代金の支払い方法が契約書第5条に記されていて、第1項に契約保証金を差し引いた代金は、納入通知書に記載する

期限の日までに一括して納付しなければならないこと。2項には、納入通知書は、工事完了公告が出された後、速やかに発行すること、そして、4項で納入通知書に記載する期限の日は、発行日を起算日として45日後とすると明記されております。

そして、この支払いに関する事項は、確定測量完成後に提出された議案内容でも変更されておられません。

しかし、やまやの事業用地は、工事完了後の議会での議決が昨年7月8日に行われ、その後速やかに納入通知を行う必要があるにもかかわらず、実際に通知がされたのは12月11日と大幅に遅れ、その結果、企業に対し延滞金を求めることもできず、結果的に町に損害を与えた次第でございます。更に、納入期日は、契約書で通知日から45日後と契約書に明記されているにもかかわらず、実際は53日後の令和3年2月1日としていることは、明らかに契約書を無視した行為であると言わざるを得ません。また、ケアユーについても同様の行為が認められるようです。

次の質問に移ります。

最近、やまやコミュニケーションズ、ケアユー双方から納入延期の申し出があったとのことでした。このことは、当然今議会で議論されることになろうと思っておりますので、ここでは触れませんが、ただ1点だけ、2社から延期の申し出が提出されたプロセスについて教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 今の質問について、答弁どうぞ。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員からの2問目の質問「産業団地の事業用地売却に関する手続について」、今2点のご質問をいただきました。

まず、詳細をまちづくり課長から説明をいたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） それでは、横山議員からのご質問の「産業団地の事業用地売却に関する手続について」お答えいたします。

まず、篠栗町とやまやコミュニケーションズで締結した土地売買契約において、令和2年7月8日に議会の承認を得たにもかかわらず、納入通知書を令和2年12月15日に発行したことで町に損害を与えたのではとのことですが、土地売買代金清算に関する覚書について、令和2年7月8日に議会での承認をいただいております。

また、福岡県からの完了公告につきましても令和2年7月3日に下りましたので、議会承認を得たのちに、速やかに納入通知書を発行する用意をしておりました。

しかし、令和2年7月13日に契約相手方であるやまやコミュニケーションズから支払延期の要望書が提出されたため、納入通知書の発行を行わなかったものでございます。

また、納入期日は、契約書で通知日から45日後と契約書に明記されているにもかかわらず、実際は53日後の令和3年2月1日ということは、契約書を無視した行為であるということでございますが、やまやコミュニケーションズから支払延期の要望書がなされた後、令和2年7月20日に土地売買代金の支払いに関する覚書を締結いたしました。その中で納入通知書を令和2年12月15日までに送付すること。支払期限を令和3年2月1日とすることを明記しております。

ケアユーも同様に、令和2年7月30日に土地売買代金の支払いに関する覚書を締結いたしました。その中で納入通知書を令和3年1月28日までに送付すること。支払期限を令和3年2月26日とすることを明記しており、この変更覚書に基づき事務処理を行っているものでございます。

次に、やまやコミュニケーションズとケアユーからの延期の申し出の日時等のプロセスについてのご質問でございますが、令和3年2月19日に実施されました篠栗北地区産業団地進出企業の状況報告会におきましてご説明差し上げたとおり、やまやコミュニケーションズにつきましては、令和3年1月26日に支払期限の再延長を求める要望書が提出され、要望内容を検討し令和3年8月31日まで延長することといたしております。

なお、町としては、少しでも前倒ししていただくよう要望を行っているところでございます。

ケアユーにつきましては、令和3年2月19日に支払期限の再延長を求める要望書が提出され、要望の内容を検討し、令和3年3月26日まで延長することにしてあるものでございます。

○議長（阿部 寛治） では、再質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） 先ほどの執行部の答弁では、支払期日に関しましては、覚書を取り交わしているから、その中で日にちを変えたので、その覚書に基づき45日が53日後になったというような説明を受けましたが、そもそも覚書の契約内容の変更を伴うわけですから、議会の承認が当然必要となります。

もしですよ、執行部の一存で支払日、また納入条件が変更できるならば、今やま

やは半年延長、再延長で半年、合計1年延長しています。ただ、それも3年だろうが5年だろうが10年だろうが、それこそ20年だろうが、執行部の一存でですね、納入延期ができるようになる。そして、議会はそれに対してどうするか、追認することしかできなくなる。

そんなことが許されるはずもないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 横山議員が今お話しのような内容は、議員のお考えとしてあるかもわかりません。

私どもといたしましては、この覚書の変更につきましては、しっかりとご説明をしていただき、今回の令和3年の8月末でもって売却が完了する、それと、ケアユ一につきましても、今年の3月26日に完了するというのを先方との間で確約しておりますので、ただいまお話しになった、5年、10年というようなことは一切ないわけでございまして、それについても、ご要望であれば、もう少し詳しくご説明をいたしますが、私どもの覚書の延長については、それぞれの金融機関との調整の関係の中で、この日にまでということをお願いしたということでの覚書の延長であったわけでございますので、今ご心配いただいたようなことはないということをご答弁いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これは私の考えではなくてですね、条例にしっかりと契約変更、契約に関するものは、議会にかけなければいけないとあるわけですね。ですから覚書を交わすのはいいですよ、企業と町が覚書を交わそうが、それに従うわけですから。

ただ、それが実際に有効になるのか、それが本物になるのか、適用されるのか、それはやっぱり議会にかけなければいけないんです。

そもそもの質問、ちょっと今からしますけれども、この覚書はそもそも有効ですか。私はですね、条例どおりいけば議会にかけてないので、これはそもそも適用されてないと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） これについては、私どもも事業パートナーのFFGコンサルの弁護士と協議いたしまして、覚書を、私どもの執行権の範囲内で対応することができるということで順次対応したものでございまして、これについて議会にかけると

いうことについては、今お話がありましたけれども、議会に、契約についてはかけますけれども、その細かい覚書については、執行権の範囲内でやっているものでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 執行部の執行権、裁量権、今は、それがあって言われたのが驚きなんですけれども、あくまでもこれ適用されているということなんですけれども、ただそれでしたらケアユーの場合はどうでしょうか。そうしたらケアユーの場合がおかしくなるんです。

ケアユーはですね、確定測量後の面積及びそれに伴う確定した売買額について覚書を取り交わしたのが昨年7月17日です。そして、同じ日にケアユーから納入金延期の要望書が出され、また同月30日に納入延期決定の覚書が交わされました。ただ、もしこの覚書が、有効とするならば、その後の9月議会に提出された議案は、納入延期決定後のものではなく、それ以前の確定測量時点の案件だったのはなぜなのか。

これは言ってみれば、9月議会に出された議案は、虚偽の議案を出されて、それで、それを議決させていることになるんです。

これはですね、法令違反になります。違法行為にあたるわけですよ。もしこれが適用されるとするならばですね、これ矛盾はになるわけです。そこをどう説明するのかをちょっと教えてください。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） すみません、今口頭でご説明いただいた分について、なかなか今口頭だけでは整理がつかないので、どういうふうに矛盾があって、どう法令違反なのかということも踏まえて、しっかりとこちらで検討して、また後刻ご報告しなければいけないというふうに思っております。

つきましては、ただいま議員からご指摘いただいた分には、一度お受け止めいただき、私どもでお受け取りさせていただきまして、後刻、また、後日になりましょうか、この会期中でご答弁させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これは特に、適用されているとすれば、私がいくら契約書を見ても、後の覚書を見ても、やはり法令違反になるわけです。

ですので、しっかりとそこは見ていただいて、検討していただいて、できるだけ

早く説明していただきますよう要望いたします。

もう1点ですね、今度は、何て言うんでしょうか、質問としましても、非常にこれはどういうことなのかなと思うことがありましたので、お尋ねしたいのですが。

まず、やまやさんから、またケアユーさんからです、再延長の要望書が1月26日と、ケアユーさん、ちょっといつか忘れましたが、出されましたけれども、一応、担当課に聞くとですね、各種企業から1枚ずつの要望書が来たということなんですけれども、まずその1枚ずつの要望書で間違いはないかが1点。

もう一つですね、この要望書を見ますと、受付印がないんですよ、過去の要望書もそうなんですけれども、なぜその受付印が押してないのか。素朴な疑問ですけど、そこを答えてもらってよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、町長。

○町長（三浦 正） 要望書の2点につきましての内容でございますけれども、これについては、また要望書が来た時点での説明を、この前の2月の後半で行ったとは思いますが、それまでは、新型コロナ関連ということで、業況が全体的に滞っているという中で、私どもも弁護士と協議しながら、なかなかこれはやっぱり受け入れざるを得ないかなというふうに判断したところでございます。

次のいわゆる再延長につきましては、やまやコミュニケーションズさんの場合は、金融機関との最終調整に多少手間取っているということで、私どもも金融機関と裏をとりまして、これについては、8月末までにはしっかりと対応するという金融機関からの回答もいただいたものでございます。

もう1点のケアユーさんの場合には、鹿児島にある土地の売却がもう少し遅れているので、その売却完了でその代金で支払うということでの、それで3月26日までには支払うということをお願いしたわけでございます。

これについては、私とそれぞれの社長、最高経営責任者の方々と話してきましてお受けしたものでございます。

受付印がないということにつきましては、私どもの、これは申し訳ないけれども手落ちだったかもわかりません。それか受付印を出す前に、コピーが欲しいということで言われてお渡ししてしまったものであろうかと思っております。

受付印をしっかりと、いつ受け付けて、いつ皆様方のためにお知らせしなければいけないとかいうふうなことについては、今後そういうふうなずさんと言われても仕方がない事務のないように対応しなければいけないと素直に反省いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） あともう一つ素朴な疑問をしたいんですけど、要望書が、来られたのがですね、そもそも郵送で来られたんですかね。それとも誰か手渡しで持って来られたんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） この点は、郵送で送られてきております。

先ほどの受付印のところでございますが、今、文書管理システムになっておりまして、要望書が届いた日にですね、同じく全部回覧いたしまして決裁という形で、システム上は受付した日にちはちゃんと残っているというところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 今、答弁で郵送と言われましたけれども、ちょっとおかしくないですか、郵送というのは。企業側からすればですよ、何億という土地の代金が払えない、延長してほしい、そして今回は再延長ですよ。そんな大事なことをですよ、大企業で一流企業であるところがですね、郵送1枚で済ませようとしていますか。通常であれば責任ある人が、頭を下げに来るところですよ。

そもそも要望書1枚だけっていうこと時点でも、私はちょっと不思議に思っていましたけれども、まさか郵送とは思いませんでした。それを見ておかしいと思わなかったんですか。それとも、それによってですよ、町に後ろめたいことがあるんじゃないかっていうそういう想像もできます。郵送1枚で済ませるぐらいの、そうやって疑われますので、何も思いませんでしたか、郵送1枚だけ来たのに。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの件につきましてはですね、私がそれぞれの社長としっかりと協議をして、了解をした内容でございます、これについて郵送でいただきますということを踏まえて、その対応を処理したわけでございます、ポンと郵送で送られてきたというようなことではございませんので、その辺はご承知おきいただきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） では、最後に一言、これをもちまして質問は終わりたいと思っておりますが、先ほどですね、法令違反の疑いがあると考えているようなこと、そういうことはまた疑われますので、恐らく監査委員の方でもこの案件については検討されると思いますが、私は私で独自に専門家の意見を聞いて、しかるべき対応を行いたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ちょっとその件についてはですね、もう一度、お考えのいろんな矛盾点を、担当課長にしっかりちょっとご説明いただいたほうがありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、以上で終わりですね。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前 11 時 16 分

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月10日(追加議案)

令和3年 第1回 定例会 会議録

日時 令和3年3月10日 午前10時00分

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	12番	荒 牧 泰 範		

欠席議員

11番 松 田 國 守

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正		
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

皆様に一つ謝っておきます。定例会、本会議場に入るときは、スーツにバッジと
いうことを自分が言っておいて、今日、私が大変ラフな格好で議長席に座っている
ことをまず謝っておきます。

では、本日は、松田國守議員が病気加療のため欠席ですが、定足数は達していま
すので、開議は成立いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「議案の上程」をいたします。

本日、町長から追加議案として議案第30号と議案第31号の2議案が提出され
ております。

それでは、議案30号と議案第31号を一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日提案しております追加議案2議案について説明をいたします。

議案第30号は、「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について」
であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ563万1,
000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ150億2,118万円とする
ものであります。

まず、歳入につきましては、地方交付税を233万3,000円追加し、県支出
金を329万8,000円追加するものであります。

次に、歳出につきましては、総務費におきまして、県知事選挙費といたしまして、
563万1,000円を追加するものであります。

議案第31号は、「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」で
あります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ725万4,
000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,921万円とする

ものであります。

まず、歳入につきましては、地方交付税を120万8,000円追加し、県支出金を604万6,000円追加するものであります。

次に、歳出につきましては、総務費におきまして、県知事選挙費といたしまして、725万4,000円を追加するものであります。

以上が、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第2、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りします。

本日上程されました議案第30号と議案第31号は、議案付託表のとおり、今設置されている予算特別委員会に追加付託したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これより引き続き、予算特別委員会を開催しますので、全員協議会室に皆さんお集まりください。

散会 午前10時05分

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月16日 (採決)

令和3年 第1回 定例会 会議録

日時 令和3年3月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	12番	荒 牧 泰 範		

欠席議員

11番 松 田 國 守

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正		
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、松田議員が欠席ですが、定足数に達していますので開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月8日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間を頂いておりましたので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正及び取り消しを行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第7号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第7号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

本議案は、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のため、また、住民にとってより効率的かつ簡素な申請を実現するための押印見直しの実施のため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、書類等の押印について削除が適当とした箇所を改めるものであります。

この条例については、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論をおこないます。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第8号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第8号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、個別の条例等で規定されていた附属機関を本条例中に掲載し明確化を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものがあります。

改正の主な内容は、町長及び教育委員会の附属機関として、委員会や審査会等を規定するものであります。

この条例については、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論をおこないます。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 9 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 9 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、本条例中に報酬額を掲載し明確化を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、特別職非常勤職員のうち、報酬額が予算に定められた範囲内として規定されていた職員について、各区分に応じた報酬額を規定するものであります。

この条例については、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論をおこないます。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 10 号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第10号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、監査委員事務局を単独で設置することに伴い、監査委員事務局長が置かれることになり、事務局長の職務及び級の明確化を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、級別標準職務表の6級に規定されている「議会事務局長」を「事務局長」に改めるものであります。

この条例については、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論をおこないます。

討論はありますか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第11号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第11号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月3日に公布され、令和3年2月13日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、「新型コロナウイルス感染症」の定義を引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項が削られたことに伴う規定の整備であります。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論をおこないます。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第12号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第12号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、福岡広域都市計画の高田地区計画の決定に伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、地区計画決定を行った高田地区の区域内における建築物の用途、

構造及び敷地に関する制限規定等を本条例に追加することにより、当該区域の目標に即した土地計画を図り、健全かつ良好な都市環境を確保するためのものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の採決の結果、出席者全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第14号「町道の廃止について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第14号「町道の廃止について」

本議案は、道路法第10条第1項及び同条第3項の規定により、路線を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

内容は、全町道の整理再編成を行うにあたり、路線番号や名称の変更なども発生することから一括廃止を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第15号「町道の認定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第15号「町道の認定について」

本議案は、道路法第8条第2項の規定により、路線を認定することについて、議会の議決を求められたものであります。

内容は、全町道の整理再編成を行うにあたり、路線番号や名称の変更なども発生することから、一括廃止後、新たに認定するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第16号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須信治） 報告いたします。

議案第16号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」

本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものです。

内容は、「大字和田」の一部区域を廃止し、新たに「和田1丁目」から「和田5丁目」までの町（丁目）の区域を設定するものです。

なお、当該議案に関し、住居表示に関する法律第5条の2第1項に規定する公示が実施され、公示日の翌日から起算して30日を経過する日までに、同条第2項に規定する変更請求はなかったとの報告を受けております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

両委員長に告げます。

その座席から報告すると、画面に委員長が映っていないので、大変申し訳ないですが、演台で報告をしていただきますようお願いいたします。

以上です。

日程第10、議案第17号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第17号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」

本議案は、令和3年4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、当該組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

この条例については、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第18号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更」

関する協議について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 18 号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更に関する協議について」

本議案は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の事務所の位置を住居表示の実施に伴い変更するため、当該組合の規約の一部変更に関し構成団体と協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 19 号「須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約の変更について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 19 号「須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約の変更について」

本議案は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が所管する施設周辺の環境問題に対し、迅速かつ的確に当該組合の事案として対処することを目的として、当該組合で環境整備に関する業務を新しく共同処理することから、当該組合同規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を伺います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第20号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第20号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8億4,898万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ150億1,554万9,000円とするものです。

歳出の補正につきましては、主にコロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を行うことができなかつたための減額補正のほか、経費節減等の執行残による減額補正であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたしま

す。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第21号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第21号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ880万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,869万3,000円とするものです。

内容は、歳出では、出産育児一時金420万円、受診勧奨委託料460万6,000円を実績等に基づき減額補正するもの。

歳入では、一般被保険者国民健康保険税420万、保険給付費等交付金460万6,000円の減額補正のほか予算整理するものです。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第22号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第22号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ579万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,566万2,000円とするものです。

内容は、実績見込みに伴い、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金579万2,000円の減額補正。

歳入では、後期高齢者医療保険料579万2,000円を減額補正するものです。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第23号「令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第23号「令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の補正予算であり、歳入歳出それぞれ2億1,151万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億1,672万6,000円とするものであります。

また、債務負担行為についての期間を令和2年度から令和3年度に変更するものであります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第24号「令和3年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第24号「令和3年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、令和3年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,195万6,000円とするものです。

前年度当初予算に対し2億7,270万8,000円の増額となっております。

主な増額要因は、ふるさと寄附金に対する返礼品、天空会館空調設備工事、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、篠栗小学校屋上防水改修工事、児童館LED化工事、カブトの森公園テニスコートLED化工事などであります。

また、主な減額要因は、オアシス篠栗空調機器更新工事の終了などであります。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政政策、地域活性化事業のほか、合計6の事業債で総額4億7,758万5,000円計上されております。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第25号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第25号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,956万5,000円とするもので、前年度当初予算額に対して約0.8%の減となっております。

歳出の主なものは、保険給付費19億1,177万2,000円。国民健康保険事業費納付金7億5,412万6,000円で、歳入の主なものは、国民健康保険税5億964万6,000円。保険給付費等交付金等の県補助金19億5,691万1,000円であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第26号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第26号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,265万円とするもので、前年度当初予算額に対して約0.7%の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億1,048万8,000円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億1,867万1,000円、一般会計繰入金1億1,397万1,000円であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第27号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第27号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」

本議案は、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の当初予算であり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ13億6,629万8,000円とするものです。

また、一時借入金の最高額は、1億円であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第28号「令和3年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第28号「令和3年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、令和3年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は5億7,596万3,000円に対し、支出の予定額は5億4,513万1,000円となり、3,083万2,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額は1億9,030万円に対し、支出の予定額を3億2,078万円とし、資本的支出額に対し不足する1億3,048万

円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第29号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第29号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は8億6,923万2,000円に対し、支出の予定額は8億6,831万6,000円となり、91万6,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額4億217万4,000円に対し、支出の予定額を5億6,013万1,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億5,795万7,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり

可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第30号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第30号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ563万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ150億2,118万円とするものであります。

歳出の補正につきましては、県知事選挙費における増額補正であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第31号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第31号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ725万4,000円を追加し、
予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,921万円とするものです。

歳出の補正につきましては、県知事選挙費における増額補正であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり
可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

○議長(阿部 寛治) ここで町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和3年第1回定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「副町長の選任について」ほか人事案件4件、「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」をはじめ条例案6件、「財産の処分について」「町道の廃止について」「町道の認定について」「字の区域の変更及び町の区域の設定について」等、各々1件の合計4件、「須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更について」ほか、規約の変更に関する協議等3件、令和2年度補正予算4件、令和3年度当初予算6件に加え、追加議案として提出いたしました4月11日に急遽行われることとなりました県知事選挙に関する令和2年度補正予算、令和3年度補正予算各1件の上程いたしました29議案全てにつきまして、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

令和3年度当初予算は、令和2年度と比べて、予算総額で約2億7,300万円増の103億1,100万円余となりました。令和3年度も、財源を有効に使いな

がら、例年どおりの予算を計上してまいります。総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費を中心に緊急性の高い優先事業に取り組むべく増額計上いたしました。特に、衛生費における新型コロナウイルスワクチン接種事業は、日本全体が早期に完了すべき最優先課題でございます。今後も、追加予算計上のための補正予算審議をお願いすることが予想されます。ワクチン接種希望者全員に対する早期の接種完了を目指して取り組んでまいります。

ただいま成立いたしました令和3年度当初予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課ともできるだけ仕事を前倒して取り組んでまいりますので、何とぞよろしく願いいたします。

さて、本定例会の開会日に、「篠栗町内において発生した保護責任者遺棄致死事件」について全員協議会で詳細をご報告いたしました。

その前日の3月3日に、教育長、こども育成課長にて報道関係者の質問を受ける機会を持ち、事件発生までの篠栗町の対応をできるだけ詳細にご説明いたしました。その報告でございました。議会全員協議会では、様々なご意見をいただきましたが、私から「今回の事件は、現在容疑者が逮捕されたという状況であり、現時点（3月4日現在）では、今後の捜査の展開を見守るしかない」との報告をいたしました。

その後、報道の警察への取材により、私たちも事件の真相をより深く知ることとなりました。そうした過程で、日々町長である私自身に対して、様々な意見を電話や手紙、SNSなどで頂戴いたしました。

事件の真相がだんだん明らかになっていくなかで、議案審議の中にも「議会として私たちは何かしなくていいのか」とのご意見をいただきました。

私は、現状では、今後の捜査の展開を見守るしかないとの報告をいたしておりましたが、今回逮捕された2人の容疑者による、通常の世界常識では考えられない事件の異常性がクローズアップされる現実の一方で「篠栗町で5歳児がひもじい思いをしながら衰弱死したという事実」については、私たちは、決して逃げてはならない。こうしたことを二度と起こしてはならないということを強く思うに至りました。

つきましては、お手元のタブレットに記載しておりますが、次のような篠栗町としての行動を議会の皆様とともに起こしたいと思い、次の内容の町民向けのメッセージを作りました。ただいま申し上げた内容と重なる部分もございますが、文面を読みます。

「篠栗町の子どもの命を守るための行動を、篠栗町議会の皆様とともに」

令和2年4月18日に発生した篠栗町での5歳児衰弱死事件は、仏の里篠栗を自負する私たち町民にとって、大変衝撃的な事件でした。改めて、食事を十分に与えられず、衰弱死した男児に心からの哀悼の意を表します。

令和3年3月2日の警察による保護責任者遺棄致死事件発表以降、新聞各紙テレビでの報道等は、幼い子を死に至らしめた2人の容疑者の社会常識を超えた行動と犯罪性が、国民の注目を集めた2週間でありました。

篠栗町、これは行政でございますが、篠栗町としては、3月4日開会の令和3年篠栗町議会第1回定例会全員協議会のなかで、事件に至るまでの現場の対応等の経過を説明した上で、今の時点では、警察によって事件の詳細が明らかになるのを待つほかはないと報告いたしました。

しかし、議員の皆様の中には、幼子が衰弱死に至った経緯を確認する過程で「どこかでこの子を救う道があったのではないか」「議会として私たちは何かしなくいいのか」との声を多くいただきました。

その後、報道機関の警察への取材により、私たちも事件の真相をより深く知ることとなりましたが、連日、町長である私自身に対しても、町内外からの様々なご意見を電話や手紙、SNSなどでちょうだいいたしました。

そうしたなか、議会の皆様の発信、町内外から寄せられた様々なご意見を、繰り返し咀嚼し、整理する過程で、次のような思いに至りました。

今回の事件の場合もさることながら、DVやネグレクト、生活困窮、育児ノイローゼやうつ、あるいは家族が自ら命を絶つ場合など、幼くして命を絶たれるケースは様々考えられる。

町長や町議会議員ならびに行政職員は、今回の驚天動地の事件報道に埋もれんとする幼き子が「衰弱死」するに至った経緯をしっかりと検証し、二度とこうした幼い命が奪われることのないよう「町民の幼い命を守る」町民行動の指針をつくるべきではないか。

については、できるだけ早い時期に、これまで分野別に行動していた「青少年健全育成推進協議会」や「子育て世代包括支援センター」、新たにつくる「篠栗町子ども家庭総合支援拠点」「地域学校協働活動」など、関係すると思われる組織を総動員して、一緒に行動していくことのできるような「篠栗町の子どもの命を守る条例」を制定し、町民同士が互いに篠栗町の子どもの命を守ることに真正面から向き合い、現在の希薄になった人間関係を、新たなつながりを持ち続けられることができるよう、子どもから大人、お年寄りまでの地域の人間関係を再構築すべきと考え

ます。

それこそが、今回の不幸な事件を繰り返さない「篠栗町の幼い命をしっかりと守る」ための、町民全体が互助の精神で行動をする篠栗方式となるのではないかとと思うからでございます。

今後、議会の皆様のご意見をしっかりと賜り、早期に「篠栗町の幼い命をしっかりと守る篠栗ウェイ」を実現すべく、ここに発信いたします。

令和3年3月16日、篠栗町長 三浦 正

早速4月に入ってスタートを切りたいと思います。何とぞ、ご協力、ご指導賜りますようお願いいたします。

1点、本定例会全員協議会にご報告しておかなければならなかった事項がございました。私が失念しておりましたので、ここで少しだけご報告いたしまして、後刻、資料をお送りし、また次の機会にご説明を申し上げたいと思います。

それは、新宮町を除く糟屋郡6町と筑豊地区、直方市、飯塚市、それから鞍手、小竹、桂川の3町の2市9町で、福岡市営地下鉄沿線の建設促進期成会を組織し、福岡県と福岡県議会に要望書を提出した件でございます。

資料を後ほどタブレットにお送りいたしますので、また、そして詳しい説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

さて、3月限りで定年退職される 立花博友総務課長、井上勝則産業観光課長のお二方には、長い間の行政職員としてのお勤め大変ご苦労さまでございました。まちづくりにおける行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をお借りして、私からも心から感謝を申し上げます。

昨年11月19日に逝去された 前副町長松田秀幹さんの、後任の副町長として、平成25年度から6年間総務課長お願いしていた大塚哲雄氏に決まりました。これからは大塚副町長と二人三脚で、次の時代の「篠栗町の更なる自立」を目指してしっかりと行政運営を継続し、地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく努力してまいりますので、議会におかれましても、引き続きご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。令和3年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長時間誠にありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) 私からも、今年度をもって定年退職を迎えられる皆様にお礼を申し上げます。

立花総務課長、井上産業観光課長におかれましては、今年度をもって退職されると聞き及んでおります。長い間、篠栗町の発展充実のために鋭意尽力されましたこ

とに深く感謝申し上げます。今後は、今まで養われました知識や技術、人脈を通じて、地域や家庭において、大いに発揮され、更なるご活躍を期待しております。

本当にありがとうございました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時15分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

藤木 高裕

篠栗町議会議員

岩下 勝正
